

様式第 1－1（日本産業規格 A 列 4 番）

号
令和 8 年 6 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 犬山市地域公共交通会議
住 所 愛知県犬山市大字犬山字東畑36番地
代 表 者 氏 名 会長

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定め
たので、関係書類を添えて申請します。

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 17 条第 1 項に規定する事項の記載箇所（頁）について（犬山市）

1. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置付け・役割
53～54 ページに記載
2. 上記を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性
54 ページに記載
3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要
55 ページに記載
4. 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法
58 ページ、65～66 ページに記載

犬山市地域公共交通計画を公開しているホームページURL

<https://www.city.inuyama.aichi.jp/shisei/keikaku/1006600/1010697.html>

地域公共交通計画認定申請書（地域内フィーダー系統 確保維持費国庫補助金）（案）について

令和8年6月 日
（名称）犬山市地域公共交通会議

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

【目的】

主に犬山市の東部に広がる丘陵地において多く存在する交通不便地域へ、犬山市コミュニティバス（愛称：わん丸君バス）をはじめとした地域公共交通を維持継続することにより、高齢者などの交通弱者の移動手段が確保され、医療機関や商業施設等への外出機会が増加することにより、豊かな市民生活の維持向上を図ることを目的とする。

【必要性】

過疎化の進行や自動車の普及・マイカーの定着等により、民間路線バス等の利用者が大きく減少し、民間路線バスは事業の撤退をせざるを得なくなった。

その結果、特に犬山市の東部に広がる丘陵地においては、公共交通不便地域が多く発生することとなった。さらに、昭和40年代に造成された大型団地も市の東部に点在し、鉄道沿線の地域（市中心部、西部及び南部）と比べ、高齢化率が高い地区が密集している。

主要な公共施設や市街地、通院や買い物など生活に不可欠な場所への移動手段の確保のため、コミュニティバスの運行は必要である。

その中で、事業者及び市の運営努力だけでは路線の維持が困難であるため、地域公共交通確保維持事業（フィーダー補助）の活用が必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

（1）事業の目標

基本方針1 まちづくりと連携した公共交通ネットワーク

目標指標	現況値（R4 年度）	目標値
公共交通の総利用者数	9,983,742 人／年	11,680,000 人／年

鉄道：名鉄各線の市内各駅乗降者数

路線バス：岐阜バス「リトルワールド・モンキーパーク線」「明治村線」

わん丸君バス：全路線

タクシー：犬山タクシー(株)の年間利用者数

基本方針2 快適な乗り継ぎ環境

目標指標	現況値（R4 年度）	目標値
乗継利便性向上に資する 取り組み件数	—	5 件

※件数は計画期間の累計

基本方針5 すべての関係者の連携・協働

目標指標	現況値（R4 年度）	目標値
関係者が連携・協働した 取り組み件数	—	9 件

※件数は計画期間の累計

（犬山市地域公共交通計画 P58 参照）

(2) 事業の効果

地域公共交通を維持継続することにより、高齢者などの交通弱者の移動手段を確保することができる。それに伴い、医療機関等の活用や、商業施設等への外出機会を増やせることで、健康で豊かな市民生活の維持向上に繋がる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・ 乗り継ぎを考慮したダイヤの見直し（犬山市、交通事業者）
- ・ 主要バス停の待合環境整備（犬山市、交通事業者）
- ・ 乗り継ぎに必要な運行情報の提供（犬山市、交通事業者）
- ・ キャッシュレス決済の導入（犬山市、交通事業者）
- ・ 駐車場、自転車等駐車場の維持確保（犬山市、交通事業者）
- ・ 公共交通の乗り方教室の開催（犬山市、交通事業者、学校、各種団体）
- ・ 転入者への公共交通情報の提供（犬山市）
- ・ エコ通勤やエコ通学の促進（犬山市、企業、学校）
- ・ 運転免許返納者への支援（犬山市、交通事業者、警察）
- ・ 商業や観光施設と連携した公共交通利用者特典の提供（犬山市、交通事業者、企業）
- ・ 公共交通を利用した観光ルートの紹介（犬山市、交通事業者、企業）
- ・ 公共交通への愛着の向上（犬山市、交通事業者、学校）

（犬山市地域公共交通計画 P59～63 参照）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

表 1 のとおり

(1) 補助対象となるフィーダー系統

路線	区間	運行日
栗栖・富岡線	栗栖北～犬山駅東口～総合犬山中央病院	月～金 (祝日含む)
上野線	上野南海道～犬山駅西口～総合犬山中央病院 上野南海道～犬山駅西口	
今井・前原線	四ッ家～市民健康館～犬山駅東口	
善師野・塔野地線	善師野台北～市民健康館～犬山駅東口	
楽田東部線	田県神社前駅～楽田駅東～総合犬山中央病院	
内田線	犬山駅西口～城前広場～犬山市体育館	

（ただし、12月29日～1月4日は運休）

(2) 路線図及び時刻表 別添「わん丸君バス時刻表・路線図」参照

(3) 運行事業者 あおい交通株式会社

(4) 運行事業者の決定方法

あおい交通株式会社は、平成 19 年 1 月より犬山市のコミュニティバス運行を担い、常に安全な運行とサービス向上に努めている。また、犬山市の路線、停留所付近の地形や交通状況に熟知している。さらに、犬山市に隣接する小牧市に営業所を、大口町に路線バス車庫を有していて、運行管理体制が十分整備されている。

また、令和 5 年 12 月からの新運行についても、令和 5 年 8 月 25 日、5 社による指名競争入札により、あおい交通株式会社が落札し、引き続き運行を継続している。

(5) 運行事業者を選定した経緯 一般乗合旅客自動車運送事業の資格を有し、また、緊急時に対応するために、市内又は隣接する市町に路線バス車庫を有していることを条件とした。さらに、運行の安定性、継続性を確保するために、現在、路線バスの運行を行っている事業者を選定することとした。 それらの条件に合致した事業者から、犬山市の入札参加者資格がある 5 社を指名し、指名競争入札を行った。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額 負担者：犬山市 運行に係る費用総額のうち、犬山市から運行事業者への負担金については、運賃収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法 ・利用者数や収支について、数値目標による評価を実施 ・市民アンケート調査を実施 ・利用者アンケート調査を実施
7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】 該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】 該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】 該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】 表 5 のとおり 犬山市交通不便地区人口：3,171 人
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 犬山市のコミュニティバスは 8 台体制で運行をしているが、うち大型車両 2 台を令和 7 年 10 月に買い替えた。また、3 台の小型車両は購入から 8 年、1 台の大型車両は購入から 12 年が経過し、故障等により運行に支障が生じないように、車両を買い替える必要がある。

12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
「2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果」のとおり
(2) 事業の効果
耐用年数を経過した車両の買い替えにより、より安全な運行ができる。
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
【R8事業年度】 大型車両2台(約24,000千円/台)購入済み。 購入手続き後、令和7年10月以降に車両登録済み。 車両購入費用の負担者は犬山市であり、運行事業者が車両の利用者となる。 【R9事業年度】 小型車両3台(約5,300千円/台)と大型車両1台(約24,000千円/台)購入予定。 購入手続き後、令和8年10月以降に車両登録予定。 車両購入費用の負担者は犬山市であり、運行事業者が車両の利用者となる。
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画(車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策) 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

■ 令和3年度犬山市地域公共交通会議の開催概要

地域公共交通会議	議事内容
第1回 令和3年 6月18日（金）	・ 令和4年度地域公共交通確保維持改善事業費に係る生活交通確保維持改善計画について ・ 今井・前原線における迂回路線の廃止について ・ その他報告事項
第2回 令和3年 12月24日（金）	・ 地域公共交通確保維持改善事業費・事業評価 ・ 事業実地と生活確保維持改善計画との関連について ・ 令和3年度 地域公共交通確保維持改善に関する自己評価概要 ・ 犬山市多子・多胎世帯子育て支援事業に係るわん丸君バスの無料乗車について ・ その他報告事項
第3回 令和4年 3月29日（金）	・ 令和4年度 犬山市地域公共交通会議予算（案）について ・ 地域公共交通計画の策定について ・ 地域交通実証実験（デマンド交通）について ・ 監事の選任について ・ その他報告事項

■ 令和4年度犬山市地域公共交通会議の開催概要

地域公共交通会議	議事内容
第1回 令和4年 6月17日（金）	・ 生活交通確保維持改善計画（案）について ・ 星和橋撤去工事完了に伴う路線等の変更及び迂回ルートの廃止について（今井・前原線） ・ 地元要望に伴う路線等の変更について（内田線） ・ 地域公共交通計画の策定について ・ 公共交通実証実験（デマンド交通）について ・ わん丸君バス再編方針について ・ その他報告事項
第2回 令和4年 8月30日（火）	・ 地域公共交通計画の策定について ・ 公共交通実証実験（デマンド交通）について ・ わん丸君バス再編について ・ その他報告事項
第3回 令和4年 10月19日（水）	・ 地域公共交通計画の策定について ・ デマンド交通実証実験について ・ わん丸君バス再編について ・ その他報告事項
第4回 令和4年 12月23日（金）	・ 令和4年度事業における地域公共交通確保維持改善に関する自己評価（案）について ・ 地域公共交通計画（案）の策定について ・ わん丸君バス再編について ・ その他報告事項
第5回 令和5年 3月24日（金）	・ 令和5年度犬山市地域公共交通会議予算（案）について ・ 地域公共交通計画（案）の策定について ・ わん丸君バス再編について ・ その他報告事項

■ 令和5年度犬山市地域公共交通会議の開催概要

地域公共交通会議	議事内容
第1回 令和5年 6月23日（金）	・生活交通確保維持改善計画（案）について ・地域公共交通計画（案）の策定について ・わん丸君バス再編について ・わん丸君バスパス券の追加販売について ・その他報告事項
第2回 令和5年 8月28日（月）	・紅葉ルートバスについて ・「あいち県民の日」に伴うわん丸君バスの無料乗車について ・地域公共交通計画（案）の策定について
第3回 令和5年 12月22日（金）	・令和5年度事業における地域公共交通確保維持改善に関する自己評価（案）について ・地域公共交通計画（案）の策定について ・犬山市内バス路線の合理化について（岐阜乗合自動車株式会社） ・その他報告事項
第4回 令和6年 3月22日（金）	・地元要望に伴う路線の変更について（楽田西部線） ・（仮称）犬山市地域公共交通運賃料金協議会の設置について ・その他報告事項

■ 令和6年度犬山市地域公共交通会議の開催概要

地域公共交通会議	議事内容
第1回 令和6年 6月21日（金）	・生活交通確保維持改善計画（案）について ・岐阜バス「明治村線」の一部路線廃止について ・交通空白（時間帯）の指定について ・事業者協力型自家用有償旅客運送の実施について ・その他報告事項
第2回 令和6年 12月20日（金）	・令和6年度事業における地域公共交通確保維持改善に関する自己評価（案）について ・その他報告事項

■ 令和 7 年度犬山市地域公共交通会議の開催概要

地域公共交通会議	議事内容
第 1 回 令和 7 年 6 月 20 日（金）	・ 犬山市地域公共交通計画の一部修正について ・ 生活交通確保維持改善計画（案）について ・ わん丸君バス再編について ・ その他報告事項
第 2 回 令和 7 年 10 月 3 日（金）	・ 公共ライドシェアの継続について ・ わん丸君バス再編について ・ その他報告事項
第 3 回 令和 7 年 12 月 19 日（金）	・ 令和 7 年度犬山市地域公共交通会議予算について ・ 令和 7 年度事業における地域公共交通確保維持改善に関する自己評価（案）について ・ わん丸君バス再編について ・ 公共ライドシェア（日中）の実施について ・ その他報告事項
第 4 回 令和 8 年 3 月 27 日（金）	・ わん丸君バス再編について ・ その他報告事項

■ 令和 8 年度犬山市地域公共交通会議の開催概要

地域公共交通会議	議事内容
第 1 回 令和 8 年 6 月 26 日（金）	・ 犬山市地域公共交通会議決算報告及び予算について ・ 生活交通確保維持改善計画（案）について ・ わん丸君バス再編について ・ 公共ライドシェア（日中）の運行について ・ 紅葉ルートバスの運行について ・ その他報告事項

19. 利用者等の意見の反映状況

当市の地域公共交通会議には、利用者及び市民代表として町会長会連合会、老人クラブ連合会、交通婦人会の各代表が参加している。また、利用者等の満足度向上のため、定期的に利用者アンケートを実施している。

①市民アンケート（R3. 9）

15 歳以上 2,000 人の市民を無作為に抽出し、公共交通に関するアンケートを実施
（915 票、回答率 45.8%）

②ＯＤ調査（R3.10.15）

当日のコミュニティバス（全路線、全便）に調査員が乗車し、利用者を対象にアンケート（利用目的、最終目的地、利用頻度、乗継等）を実施
（506 票）

③わん丸君バス再編に関するアンケート（R4. 7）

町内会長を対象に、わん丸君バス再編にあたり、各地域での課題等を抽出するためのアンケートを実施
（226 件、回答率 71.2%）

④企業等送迎バス実態調査（R4.10）

名鉄犬山駅にて、企業等送迎バスの発着や乗降に関する調査を実施
（R4.10.11 午前）

⑤デマンドタクシー実証実験利用者アンケート（R5.1～4）

デマンド交通実証実験を行い（R5.1.11～3.10）、利用者及び事前登録者に対してアンケートを実施
（利用者 15 件、登録者 76 件（回答率 56.3%））

⑥パブリックコメントの実施（R5.11）

犬山市地域公共交通会議に関する意見を募集。
（7 件）

⑦わん丸君バス再編に関する町会長アンケート（R7. 2）

町内会長を対象に、わん丸君バス再編にあたり、各地域での課題等を抽出するためのアンケートを実施
（242 件、回答率 76.3%）

⑧わん丸君バス再編に関する運転手アンケート（R7. 2）

運転手・運行管理者を対象に、わん丸君バス再編にあたり、運転手目線での課題等を抽出するためのアンケートを実施
（運転手 8 名、運行管理者 4 名）

⑨わん丸君バス再編に関する利用者アンケート（R7. 2～4）

わん丸君バス再編にあたり、利用者を対象としてアンケートを実施し、ニーズの把握や課題等を整理する。
（69 件）

⑩パブリックコメントの実施（R7.11）

わん丸君バス再編案のうち運賃及び料金に関する意見を募集。
（1 件）

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 愛知県犬山市大字犬山字東畑 36 番地

(所 属) 犬山市 市民部 防災交通課

(氏 名) 加藤、岡部

(電 話) 0568-44-0347 (直通)

(E-mail) 010400@city.inuyama.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

都道府県名	市区町村名	協議会名	年度
愛知県	犬山市	犬山市地域公共交通会議	令和 9 年度

[illegible]

表 5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

都道府県名	市区町村名	協議会名	年度
愛知県	犬山市	犬山市地域公共交通会議	令和 9 年度

	人 口
人口集中地区以外（人）	37,452 人
交通不便地域等（人）	3,171 人

交通不便地域等の内訳

人口（人）	対象地区	根拠法
3,171 人	別紙のとおり	局長指定

地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度

